⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　熊本県玉名市役所

○国土交通省告示第二百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道９号改築工事（小郡改良・山口県山口市小郡下郷字西下村地内から同市小郡下郷字竹ノ下地内まで）及びこれに伴う下水道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　山口県山口市小郡下郷字西下村、字片山、字片山村弐、字蝉ヶ下、字下蝉ヶ下、字尾崎、字深田、字蔵下、字山手、字砥石場、字西長通、字塩田、字沖田、字藪先三及び字竹ノ下地内

２　使用の部分　山口県山口市小郡下郷字片山、字片山村弐、字下蝉ヶ下、字尾崎、字西長通、字塩田、字沖田及び字竹ノ下地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、山口県山口市小郡下郷字西下村地内から同市小郡下郷字竹ノ下地内までの延長1.6㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道９号改築工事（小郡改良）及びこれに伴う下水道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道９号改築工事（小郡改良）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される下水道の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第18号に掲げる下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道９号（以下「本路線」という。）は、京都府京都市を起点とし、兵庫県、鳥取県及び島根県を経由して山口県に入り、県庁所在地である山口市、宇部市及び山陽小野田市等を経由して終点の下関市に至る総延長721.6㎞の路線であり、京阪神地方、山陰地方及び山陽地方の主要都市を結ぶ主要幹線道路である。

山口市小郡は、本路線のほか、一般国道２号（小郡道路）及び高速自動車国道中国縦貫自動車道が通過し、また、山陽新幹線、ＪＲ山陽本線、ＪＲ山口線及びＪＲ宇部線の新山口駅が設置されるなど、陸上交通の幹線が集中しており、山口県の交通の要衝として発展している。

本件区間にかかる本路線（以下「現道」という。）は、山口市小郡の市街地を通過することから、自動車交通量が多いにもかかわらず、２車線道路であり、右折車線も整備されていないため、通勤、通学時間帯を中心に慢性的に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況となっている。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、山口市小郡下郷字砥石場地内で24,700台／日、混雑度は1.74となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、現道の交通混雑が緩和され、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、同法等に準じて任意で環境影響予測を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装の施工を行うことにより環境基準を満足するものと予測されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響予測その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第241号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

なお、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナベヅルが文献調査で確認されたものの、本件事業は市街地を通過する現道の拡幅事業であり、同種の生息地である水田等を改変しないことから、その影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和44年５月20日付けで決定され、昭和56年１月30日付けで変更決定された都市計画と、のり面及び擁壁等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う下水道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、山口市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。